

# 平成 30 年度教育課程研究指定校事業の実施について

国立教育政策研究所教育課程研究センターでは、学校における教育課程及び指導方法等について調査研究を行い、もって学校における学習指導や評価の改善等に資することを目的として、「教育課程研究指定校事業」を行っています。

## 1. 事業の概要

本事業は、全国の学校や地域を対象に、2か年の指定期間で調査研究を行うもので、30年度は150の学校・園・地域を指定しております。これは、①幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨を実現するための学習・指導方法及び評価方法の工夫改善に関する実践研究、②伝統文化教育やE S D、へき地教育等の個別の課題における教育課程の編成、指導方法等の工夫改善に関する実践研究の大きく2種類の実践研究を行っています。

①は、「幼稚園、小学校、中学校」と「高等学校」における実践研究を、各学校種・各教科等につき2校程度、それぞれ主に隔年で新規に指定しています。30年度は、「高等学校」を39校、「小学校・中学校」を5校新たに指定したほか、29年度に指定した「幼稚園・小学校・中学校」の57校が2年目の研究を行っています。

②は、「伝統文化教育」、「へき地教育」、「論理的思考等の育成」、「E S D教育」、「校種間連携」、「カリキュラム・マネジメント」について、各テーマにつき毎年度新たに2～9校・地域を指定しています。30年度は、「伝統文化教育」9校、「へき地教育」4校、「論理的思考等の育成」10校、「E S D教育」9校、「校種間連携」11地域、「カリキュラム・マネジメント」6校が、1年目若しくは2年目の研究を行っています。

指定された学校や地域には、事業を行う上で必要な経費として、1校あたり23万円（「校種間連携」は1地域あたり33万円）を上限に支出するほか、希望する公立学校のうち一部の学校について

は、義務標準法第15条第6号及び高校標準法第22条5号に基づき、教職員定数の加配措置がされます。平成30年度は、56校に対し措置されています。

## 2. 事業の流れ、研究成果の公表

本事業は、毎年おおむね12月に各教育委員会等に対し公募を行い、翌年1月までに応募のあった中から選定の上2月に内定を通知し、4月から事業を開始していただくものです。同月には、各校における研究について、国立教育政策研究所、関係教育委員会及び指定校の間で情報交換を行う「連絡協議会」を東京で開催します。

また、研究成果を広く公表する場として、2月に「研究協議会」を東京で開催します。これは、研究課題ごとに分科会に分かれ、各指定校による発表や参加者による協議、当研究所の教育課程調査官等による講評等を、計4日間にわたって行うものです。平成30年2月6日～9日に行った同協議会では、全64の分科会に、全国から延べ4,695人の学校教育関係者に御参加を頂き、闊達な意見交換が行われました。



なお、本事業の成果報告書は、国立教育政策研究所ウェブサイトからダウンロードできる形で公開していますので、是非ご覧ください。

(<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shiteikou.html>)